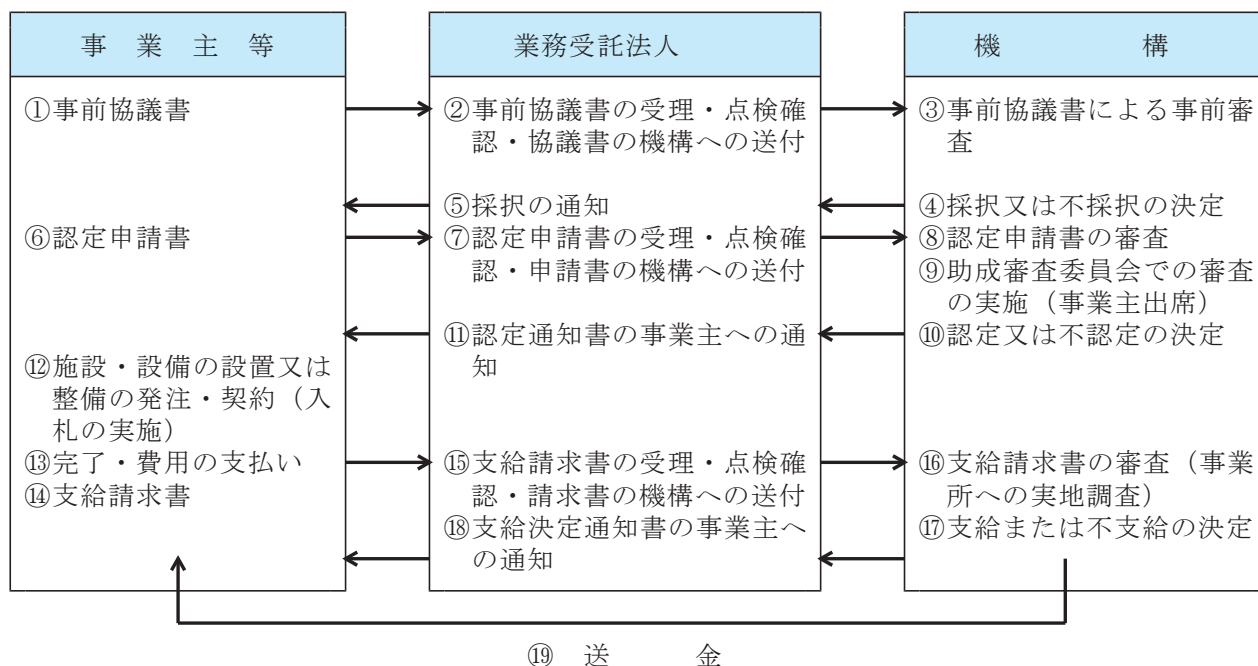


I 助成金を受給するまでの手続き等

1 手続きの流れ等

重度障害者多数雇用事業施設設置等助成金（第1種・第2種）に係る手続きの流れ等

- ・ 手続きの流れについては、原則として次の図のとおりです。事前協議の必要がない申請の場合は、次図の①～⑤を経る必要はありません。
- ・ 認定申請前に発注・契約を行っているものについては申請ができません。



2 受給資格認定申請の手続き

- (1) 助成金の支給を受けようとする事業主は、原則として**受給資格認定申請書**を提出する前に、事前協議書（事業計画書）を申請事業所が所在する都道府県の業務受託法人を経由して機構に提出し、機構からの事業計画の「採択」の決定を受けなければなりません（事前協議の必要がない申請の場合を除きます）。詳しくは、各助成金ごとの説明を参照してください。
- (2) 助成金の受給資格の審査結果は、**助成金受給資格認定通知書**または**助成金受給資格不認定通知書**により、業務受託法人を経由して、申請事業主に通知します。
なお、認定通知書には、支給請求書の提出期限のこと、その他、機構が必要と定める事項を認定の条件として記載してありますので留意してください。
- (3) 認定を受けた事業計画内容を変更する場合は、その事由を付して**変更承認申請書**または変更届を業務受託法人を経由して機構に提出してください。

3 支給請求の手続き

- (1) 受給資格の認定を受け、助成金の支給を受けようとする事業主は、定められた期間内に、**支給請求書**及び助成金ごとに定められている**添付書類**を、認定申請書を提出した業務受託法人を経由して機構に提出してください。
- (2) 助成金の支給請求の審査結果は、**助成金支給決定通知書**または**助成金不支給決定通知書**により業務受託法人を経由して、事業主に通知され、助成金は、その事業主が指定する金融機関の口座に機構から振り込まれます。
- (3) 支給決定通知書には、事業施設等を一定の期間以上支給対象障害者のために使用すること、その他、機構が必要と定める事項を支給の条件として記載してありますので留意してください。

4 留意事項

- (1) 助成金によっては、同一の障害者を対象として他の助成金と併給できない、いわゆる「併給調整」が行われる場合があります。21ページの「助成金間の併給調整」を参照してください。

(2) 個人情報の保護

助成金の申請のために支給対象障害者等の個人情報を取得、利用及び機構に提供するにあたっては、個人情報保護の観点から、「個人情報の保護に関する法律」に従うとともに、厚生労働省の策定した「プライバシーに配慮した障害者の把握・確認ガイドライン」(厚生労働省ホームページ [http:// www.mhlw.go.jp/bunya/koyou/shougaisha01/pdf/syuuchi01.pdf](http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyou/shougaisha01/pdf/syuuchi01.pdf)) に準じて、以下の取扱いをしてください。

- イ 助成金の申請のために、新たに、障害者であること、障害者手帳等の所持、障害の状況等を把握・確認し、その個人情報を機構に提供する場合には、本人に照会するにあたり、助成金の申請のために用いる等の利用目的等を明示し、同意を得てください。
- ロ 助成金の申請以外の目的（障害者雇用状況報告、他の助成金の申請など）で取得した個人情報を、助成金等の申請のために機構に提供するにあたっては、助成金の申請のために用いる等の利用目的等を明示し、同意を得てください。
- ハ イまたはロの同意を得るにあたり明示すべき事項は以下のとおりです。
 - (イ) 助成金の申請のために機構に提供するという利用目的
 - (ロ) (イ) のために必要な個人情報の内容
 - (ハ) 助成金の支給請求が複数回にわたる場合は、原則としてすべての支給請求において利用するものであること
 - (ニ) 助成金の支給にあたり機構から照会、調査等があった場合は、個人情報を提供する場合があること
 - (ホ) 利用目的の達成に必要な範囲内で、障害等級の変更や精神障害者保健福祉手帳の有効期限等について確認を行う場合があること
 - (ヘ) 障害者手帳等を返却した場合、または障害等級の変更があった場合は、その旨を人事担当者まで申し出てほしいこと
 - (ト) 障害者本人に対する公的支援策や企業による支援策※ (ト) については、あわせて伝えることが望ましい。
- ニ イまたはロの同意を得るにあたり、照会への回答、障害者手帳等の取得・提出、同意等を強要しないようにしてください。
- ホ イ及びロの同意を得るにあたっては、他の目的で個人情報を取得する際に、あわせて同意を得るようなことはしないでください。あくまで、助成金の申請時に、別途の手順を踏んで同意を得るようにしてください。